

令和2年4月8日

厚生労働省社会援護局障害保健福祉部  
障害福祉課長 源河 真規子 様

公益財団法人 日本知的障害者福祉協会  
会 長 井 上



## 障害福祉関係事業所等における 新型コロナウイルスへの対応に関する要望

日頃より、知的障害福祉の増進にご尽力を賜り、感謝申し上げます。

また、このたびは新型コロナウイルスへの対応に際し、障害福祉関係事業所における定員や職員配置等の運用等について柔軟なご配慮をいただき、重ねて感謝申し上げます。

新型コロナウイルスへの対応には、これまでの災害や新型インフルエンザへの対応等の経験を活かして、協会全体で情報共有、意見交換など協力・連携を図って取り組んでいます。先が見えないという不安があります。

そのため、障害福祉サービス事業所における新型コロナウイルスの感染防止に係る適切な対応と、障害福祉サービスの安心、安全かつ継続的なサービスの提供に向けて、次のとおり要望いたしますので、特段のご配慮をお願い申し上げます。

### 1. 感染者もしくは感染が疑われる者が出た障害者支援施設等への対応についてのご配慮をお願いいたします。

障害者支援施設等において利用者が新型コロナウイルスに感染した場合には、感染拡大を防止するために、速やかに入院できるようご配慮をお願いいたします。感染した利用者が入院できない場合には施設で生活を続けることから、専門医や看護職員を派遣していただくとともに、利用者や支援職員の感染防止のためのマスクやアルコール消毒液、使い捨てエプロン、アイゴーグル、防護服等が早急に必要となることから、感染者が出た施設等に対し、国（または自治体）から可及的速やかに必要数をお手配いただくようお願いいたします。

### 2. 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い休業した障害福祉サービス事業所が事業継続を担保できるよう補償をお願いします。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い緊急事態宣言が出されたため、障

害福祉関係サービスにおいても、国や自治体からの要請で通所サービスや短期入所事業所等を休業するところが出てくるのが想定されます。

その際、特に小規模法人施設においては、職員への給与が払えず、職員の離職や資金繰りから事業廃止に追い込まれるところが出てくるのが予想されます。福祉施設は、社会の重要なインフラとして大きな役割を果たしていることをご理解いただき、行政からの要請に伴い休業する場合、障害福祉サービス事業所等に対し、休業後の事業継続が可能となるよう補償をお願いいたします。

また、要請による休業であっても、令和2年3月10日付厚生労働省より各都道府県・指定都市・中核市に事務連絡として発出された「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的取扱いについて」の問2の回答にあるとおり、「自主的に休業する場合の居宅等における健康管理や相談支援等できる限りの支援を行った場合は報酬の対象とする。」を適用していただくようお願いいたします。なお、その際、問2において示されている同等のサービスと認める解釈について市町村によってバラツキがないようにご指導いただくとともに、可能な限り柔軟な対応のもと報酬を支出していただくようお願いいたします。

### **3. 運営基準、職員配置基準等の柔軟な運用をお願いします。**

今後の感染拡大により、障害福祉サービス事業所における様々な活動が制限されることや、職員が家庭の事情により出勤できないことが想定されます。感染者が出た施設についてはもちろんですが、感染者が出ていなくても感染が終息するまでの間は、運営基準、職員配置基準等の柔軟な取り扱いができるようお願いいたします。

### **4. 新型コロナウイルス関連で発出された特例等に関する自治体での運用等についてのご指導をお願いします。**

障害福祉サービス事業所における新型コロナウイルスへの対応に際し、厚生労働省からは様々な特例や柔軟な運用を認める通知等を発出していただいているところですが、その取扱いを認めていない自治体もあるとの声が聞かれます。つきましては、自治体に対し、特例の趣旨をしっかりと伝えていただくようお願いいたします。